

## 決算討論原稿(令和2年9月)

只今、議題となりました議案第52号 令和元年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について 外6議案に対し、鎌倉夢プロジェクトの会を代表し、賛成の立場から討論に参加致します。

令和元年度は、5月1日に御代代わりして元号が変わった歴史的年度であります。それに伴い国民の心理も刷新され、新しい時代の幕開けに変革の期待をし、景気浮揚に弾みをつけ、経済も順調に伸びて行った年でもあります。

しかし、年度の途中から中国武漢発の新型コロナウイルスが世界中に蔓延し、パンデミックを引き起こし鎌倉市でも感染者がでて、年度末には、コロナ対策としてBCP体制をしき、通常業務に支障が出る程の事態となりました。また、9月には台風15号、19号と立て続けに鎌倉を襲い市内の至る所に大惨事を招き、自衛隊の出動までお願いした年でもありました。そうした想定外の事件に対応するため、莫大な補正予算を組まざるを得なくなり、繰り越し可能な事業は繰り越しさせ、何とか年度を終了した波乱の一年でありました。

当然、当初予算の期待値を求める事は出来なかった訳ではありますが、その様な中でも一生懸命考え、市民を守るために予算を執行してこられた事は、大いに評価するものであります。

しかしながら今後の市政運営の参考にして頂きたいと願い、審査の過程で気が付いた事を5点について申し上げておきたいと思っております。

まず、1点目は、津波対策についてであります。

いつ起きてもおかしく無い大地震を誘発する活断層が、鎌倉の周辺には、15ヶ所あります。それらに起因する大地震が起きた場合、最速のケースでは8分で津波が到達すると想定されています。

そして、その津波の高さは、最高14.5mと巨大なものを想定しています。その津波が起きた場合、如何に対応して被害を出さないように出来るかは、事前の準備と日頃の備えいかんであります。本来であれば津波浸水地区には、人は住まないようにする事が、被害を最小限にする一番の手立てである事は論を待ちませんが、その為には、津波浸水地区、3km<sup>2</sup>全てを公有地化するしか方法は無く、市の財政を鑑みれば、その方法は選択し得ないのも現実であります。では、どうすれば良いのでしょうか。市では、公共施設や高層マンションを津波避難場所に指定したり、周辺高台へ逃げる為の案内版や路面標示をする等、出来る事の対応はして頂いております事は、一定の評価をしておりますが、もう一步踏み込んだ対応も必要では無いでしょうか。他市の事例を見ると適所に津波避難タワーを建設する等の対応をしています。津波浸水地区を公有地化して人が住まないようにする事が叶わないのであれば、代替えの施策として、こうしたことも真剣に検討すべきではないでしょうか。令和8年度から始まる第4次総合計画検討の中で、具体的な施策が盛り込まれるようお願いしておきたいと思っております。

次に2点目は、やはり震災に関係する事ではありますが、小学生の通学

路における危険ブロック塀の改修についてであります。平成4年から5年にかけて、市内小学校の通学路における危険ブロック塀の調査を実施して頂き、4千140ヶ所のブロック塀が、建築基準法の基準を満たしていない事がわかり該当者には、指導や勧告を行って頂き、令和元年度末までに2千434ヶ所の危険ブロック塀が改修されました。

しかしながら未だに千706ヶ所の危険ブロック塀が、小学生が通う通学路にある事に関しては、何とかしなければなりません。市としても令和2年度から補助率を90%に引き上げて、該当者が、改修に応じて頂けるよう努力して頂いている事は評価させて頂いておりますが、一日も早く、全ての危険ブロック塀が、改修されます様、お取組みを更に強化して頂ける様お願いしておきたいと思っております。

3点目は、電子決済に伴う文章保存期限の見直しについてであります。20数年前、減免する事が出来ない案件で、公文書を偽造して、税の減免を受けられるようにしたと言う事件が起きました。その事件を契機に、そうした犯罪が再発しないようにと導入されたのが、電子決済であります。事件当時、事件に関する審議をしている最中に年度が替わり、関係資料が、処分されたと言う事が起きました。保存期限が切れたので処分したとの事でありましたが、証拠隠滅ではないかと随分、やり取りがなされました。その際にも文書保存スペースが無く、期限が切れたものは速やかに処分しなければならないとの説明を受け、電子決済の必要性を痛感しておりました。

電子決済が導入され、全ての情報がデジタル化された現在では、保存スペースに関係なく、かなりの容量のデータが保存できる環境が整いました。しかしながら公文書保存の期限については、未だ従前のままであります。公文書の管理に関する法律等により、保存期限の定めはあるものの、その期限を過ぎて保存してはならないという物ではありません。本市の歴史を検証するための歴史的公文書としての位置づけに変えてでも出来る限り、全ての文章を残すべきであります事を申し上げておきたいと思えます。

4点目は、テレワークについてであります。前述の電子決済であります。導入の背景はともかく、今般のコロナ禍では、テレワークをする際、大いに役立ちました。今後は、密を避けたり、面会を避けたりしながらも市民サービスを提供する、新しい生活様式における行政サービスの在り方を真剣に考えなければなりません。申請書類をホームページからダウンロードして、ネットで申請したり、リモートによる市民相談をおこなったり、テレワークしながらも、市民の方の相談をお受けしたりと、市役所が大きく変らなければならない、変革の時を迎えたと言えましょう。菅新総理は、デジタル庁を新設して、行政のデジタル化を断行する姿勢を示されました。大いに期待する所ではあります。鎌倉市も行政の先頭ランナーとして、これまで以上に強力に取り組んで頂きます事をお願いしておきたいと思えます。

最後に植木選定材収集運搬業務委託について申し上げておきたいと

思います。令和2年度に入り、当該事業が契約通りに実施されていないのではとの通報を受け、現在調査中との事ではありますが、過去にも収集運搬業務に関連し、契約通りに実施していなかった案件があり、5年さかのぼって事業費の返還を求めた事例がありました。決算上の数値は、支払い済み額との事で、認めるものでありますが、過払いが確定した後には、速やかな対応を取って頂きます事を改めてお願いしておきたいと  
思います。

想定外の事が、度々起きる文明の大転換期になりました。柔軟な発想と対応に心掛け、市民生活を支えて下さいます事をお願いし、討論を終わります。